

ふれあいの館の機能移転について

1 移転の概要

障がいのある方に懇談・休養・交流の場を提供することにより、社会参加の推進と福祉の増進を図ることを目的として昭和57年に設置したふれあいの館については、施設の老朽化及び総合福祉センター内の空スペースの有効的な活用も考慮し、令和3年4月から、ふれあいの館の機能について、青森市総合福祉センター（青森市中央3-16-1）へ移転することとしました。

2 スケジュールについて

令和2年度

- 8月 青森市総合福祉センター2階東側 改修工事〔工期；8月28日～12月26日〕
 - 12月25日 改修工事完了
 - 1月～ 移転準備作業等
 - 3月末 ふれあいの館から青森市総合福祉センターへ引越し
(青森市身体障害者福祉連合会の事務局移転)
- ※引越し作業期間を除き、ふれあいの館は通常どおり運営します。
- ふれあいの館条例を廃止する条例の制定**

令和3年度

- 4月1日 供用開始

3 移転後の施設機能について

ふれあいの館の移転後の施設の機能については、

- 障がいのある方が相互に親睦を深めるための懇談・休養・交流の場
- 障害のある方のサークル活動や研修の場
- 障がいのある方の利用がない場合の近隣町会等の利用としており、これまでと同様とすることとしております。

※運営実施主体：青森市身体障害者福祉連合会

